

厚木市公告

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定を踏まえ、厚木市文化会館改修事業を実施する民間事業者の公募による選定について、「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札を行うため、同施行令第167条の6及び厚木市契約規則第3条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年4月20日

厚木市長 小林 常良

第1 入札に付する事項

1 事業の名称

厚木市文化会館改修事業

2 事業場所

神奈川県厚木市恩名1丁目9番20号

3 事業概要

厚木市文化会館改修事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく事業として、厚木市文化会館改修を設計・改修し、これを維持管理するものである。

なお、落札事業者は、本事業の実施に当たり、特別目的会社（以下「SPC」という。）を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として厚木市内に設立するものとする。

4 事業期間

事業契約締結日から令和17年3月31日まで

5 予定事業費

本事業の予定事業費は、次のとおりとする。

5,410,391,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

ただし、消費税及び地方消費税を加えた額は、金5,947,868,300円を超えないこと。

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札説明書に示す、入札参加者に関する条件等の項のとおりとし、この要件を全て満たすものとする。

第3 入札手続に関する事項

1 本入札及び契約に関する担当部署

担当部署：厚木市 協働安全部 文化生涯学習課 生涯学習施設係

住所：〒243-0018 神奈川県厚木市中町2丁目12番15号

(アミューあつぎ6階)

電話：(046) 225-2833

F A X：(046) 225-3130

電子メール：0350@city.atsugi.kanagawa.jp

2 入札説明書等の公表

入札説明書、要求水準書、落札事業者決定基準書、基本協定書(案)、事業契約書(案)、様式集等(以下、総称して「入札説明書等」という。)は、公告日から次のホームページで公表する。

<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

3 本施設の現地見学

(1) 申込期間

令和4年4月21日(木)以降

(2) 提出方法

電子メール

(3) 提出先

上記1に同じ

(4) その他

入札説明書を参照

4 入札説明書等に関する第1回質問の受付

(1) 受付期間

令和4年4月21日(木)～5月6日(金)17時まで

(2) 提出方法

電子メール

(3) 提出先

上記1に同じ

(4) その他

入札説明書を参照

5 参加表明書等の受付

(1) 受付期間

令和4年5月31日(火)9時～17時まで

(2) 提出方法

持参又は簡易書留

(3) 提出先

上記1に同じ

(4) その他

入札説明書を参照

6 入札説明書等に関する第2回質問の受付

(1) 受付期間

令和4年7月4日(月)～7月15日(金)17時まで

(2) 提出方法

電子メール

(3) 提出先

上記1に同じ

(4) その他

入札説明書を参照

7 入札書及び提案書類の受付

(1) 受付期間

令和4年10月14日(金)9時～15時

(2) 提出方法

持参

(3) 提出先

上記1に同じ

(4) その他

入札説明書を参照

第4 落札事業者の決定

入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により落札事業者を決定する。

第5 その他

1 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札及び契約に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

要

3 入札の無効

入札説明書に示した入札に参加する資格のない者のした入札、入札参加者に求められた義務を履行しなかった者の入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 契約の締結

落札事業者は、事業契約に向けての基本協定を市と締結し、速やかに SPC を設立する。これをもって、市と SPC が本事業に関する仮契約を締結するものとし、事業契約は、その後、厚木市議会における議決を得られた日をもって効力が発生する。

5 その他

本公告によるもののほか、詳細な必要事項は入札説明書等を参照すること。なお、提出された書類については返却しない。